

平成29年 1月 19日

三好市議会議長 殿

代表議員名 竹内 義了



平成28年度政務活動費収支報告について

三好市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項に基づき、
別紙のとおり平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成28年度政務活動費収支報告書

代表議員名 竹内 義了

1 収入

(単位：円)

議員名	金額
平田 政廣	23,081
天羽 強	23,081
千葉 清春	23,081
美浪 盛晴	23,081
竹内 義了	23,082

政務活動費計 115,406円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	115,406円	
研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
会議費		
要請・陳情活動費		

様式第5号（申し合わせ第5条関係）

旅費計算書

出張期間	平成29年1月17日～18日
出張先	兵庫県加東市、兵庫県総合防災センター
出張者氏名	平田政廣、千葉清春、天羽強、竹内義了、美浪盛晴

（内 訳）

区 分		自	至	道程 (km)	金額 (円)	備 考
鉄 道 賃	運 賃					
	急行料金					
	座席指定料金					
船 賃						
航空賃						
車 賃	高速バス					
	タクシー					
	私用車					
宿 泊 料	夜分				46,500円	
合 計						円

※交通費等（燃料代、高速道路使用料、駐車場使用料、自動車借上料）については、別途報告すること。

平成29年 1月20日

三好市議会議長 様

代表議員名
議員名

竹内 義了  

調査研究報告書

次のとおり、調査研究を実施しましたので報告いたします。

期 間	平成2年1月17日～18日
出張先	兵庫県加東市、兵庫県総合防災センター
出張者氏名	平田政廣、千葉清春、天羽強、竹内義了、美浪盛晴
調査研究 項目・概要	福祉タクシー事業について、地域防災力の向上について

(経費内訳)

項 目	金 額	備 考
印刷製本費		
送 料		
旅 費	46,500	
交通費等	68,906	燃料代 駐車場代 高速代 自動車借上料
合 計	115,406	

※ 領収書を添付すること。

所感・意見等

別紙報告書のとおり。

平成29年1月19日

三好市議会議長 山子 凱雄 様

竹内 義了

会派合同研修報告書

下記の通り、研修を行いましたので、概要についてご報告いたします。

1. 期間 平成29年1月17日(火)～18日(水)
2. 参加者 平田政廣、千葉清春、天羽 強、竹内義了、美浪盛晴
3. 研修項目及び研修先
 - (1)兵庫県加東市 福祉タクシー事業について
 - (2)兵庫県広域防災センター 地域防災力の向上について

4. 研修概要

- (1) 兵庫県加東市 1月17日(火) 13:30～15:00
市議会議長 藤尾 潔
福祉部部長 丸山 芳泰
福祉部高齢介護課長 藤井 康平
福祉部高齢介護課主事 森本 正明

①福祉タクシー事業の状況について

1. 兵庫県加東市における高齢者等の閉じこもり予防や外出支援を目的に、タクシー利用料の一部を助成する利用券を交付するもの。
2. 対象者は市民税所得割非課税の75歳以上の高齢者、重度障害者及び65歳以上で運転免許証の返還者。(申請者数の推移については別添資料の通り)
3. 指定タクシー事業所は一般タクシー8事業所、介護タクシー9事業所。(市外事業所含む)
4. 合併以降、平成21年度、平成23年度にそれぞれ要綱の改正を行い現在に至る。

②所感

事業趣旨にあるとおり、市内高齢者の閉じこもり予防、外出支援が事業の柱である。二度の要綱改正を経て、対象者の要件拡大や簡便化を図っており利用のしやすさにつながっている。とりわけ平成23年度の改正により、申請者数、交付枚数、助成額、利用率ともに向上されている。

また、地域公共交通として市独自の地域優勝運送も事業化されており、市中心部から離れた二地域の自治会による「自主運行バス」も運行している。この自主運行バスにも利用券が使えるように運用するなど利便性の向上に努めている。

近隣自治体でも同様の制度を事業化しており、浸透が図られている。

一方で周辺部と中心部の平等性等、課題も残されている。

三好市では刃地タクシーが事業化されているが、利用のしやすさや対象、距離などの課題も多い。加東市の福祉タクシー、自主運行バス等の事業は参考にするべき点が多くあると思われる。公共交通機関のない地域での移動手段の確保は喫緊かつ重要な課題である。医療機関、商業施設と居住地を結ぶ地域の足をどう創り、どう繋げていくか行政に求められている。市議会でも議論を深めたい。

(2) 兵庫県広域防災センター 1月18日(水) 11:00~12:00

防災教育専門員 田中 健一

①地域防災力の向上について

兵庫県広域防災公園視察後、兵庫県広域防災センターにおいて講義を受けた。

阪神・淡路大震災や東日本大震災等これまでの教訓を生かすために、防災センターの意義や、継続した防災教育の必要性等について説明を受けた。

②所感

過去の大災害の教訓を生かすために、継続した防災教育の必要性を具体例を示し説明いただいた。例えば2016年11月の福島沖地震では地震速報などは大きく変わっていたが、避難者が車で避難をして渋滞を引き起こしたことなどが説明された。

広域防災センターでの「防災教育」は体験型防災学習を通して「災害イメージング能力」を向上させることを狙いとしている。こうしたことを通して①災害イメージング能力向上(危機意識を持つ)②命を守るためのマネジメント(判断能力を高める)③スピード感をもった対応(素早い行動(避難も含む))に繋げるとしている。

地域防災力を高めるために「防災まち歩き&マップづくり」「我が家の再点検」等地域で取り組む活動の提唱を受けた。

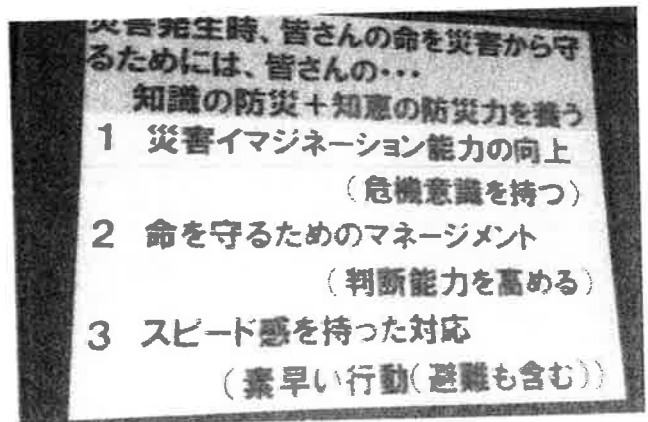
対応いただいた田中防災教育専門員は兵庫県職員として阪神・淡路大震災を経験され、その後防災対策一筋に兵庫県をはじめ全国で活動されている。三好市でもぜひ田中氏を招き、防災後援会や自主防災会への指導、防災訓練への指導を行っていただきたいと強く感じた。また、地域での防災訓練、防災学習の継続性の重要性を強く感じた。地域での活動につなげたい。

研修状況

(1) 兵庫県加東市



(2) 兵庫県総合防災センター



領 収 証

みどりの会 様

No. 1

金額				百			千				円
						¥		4	6	5	00

但し 旅行代金として

2017年 1月 18日 上記正に領収いたしました

宿泊
5人分

収 入 印 紙	内訳
	税抜 金額
	消費税額等 (%)

有限会社フジヤマトラベル
〒778-0003 徳島県三好市池田町
TEL. 0883-72- FAX. 0883-72-



領 収 書

日付 2017年01月17日 011732128765

お名前 みどりの会 様
金額 ¥1,543-
但し ご宿泊代として (駐車代金)
上記金額正に領収致しました。



神戸元町東急REIホテル 〒650-0023 兵庫県神戸市中央区

担当者 具 滋弦

納 品 書 (領収書)

ファンタジスタ
フレスポ阿波池田

TEL:

2017/01/18(水)16:13 2017/01/18

島崎風月堂

徳島県三好市池田町
電話 0883-72-

上 様
10-05-00008-0000 13382
売上 現金 (自SS)

毎度ありがとうございます

2017年 01月 16日 16:33
6742

9630 000210
軽 油 ¥5483
53.75L, J @102.0 L- 1 P- 3
(内軽油本体 @69.9 ¥3758)
(内軽油税 @32.1 ¥1725)
値引き券適用(000015)

2 点 @1,650
部門01 ¥3,300

内税対象計 ¥3,300
内税 6.0% ¥244

合 計 ¥5,483
(内消費税等 ¥278)
お預かり ¥10,183 お釣 ¥4,700

合 計 ¥3,300
お預り ¥10,000
お 釣 ¥6,700

※上記にて領収書とさせていただきます

ご利用頂きありがとうございます。
またのご来店お待ちしております

No.8737

担当: [Redacted]

56826

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 徳島

17年 1月17日10時12分
車種 普通

通行料金 ¥2,120-
(現金)

一入口料金所一 井川池田

ケータイから高速道路の交通情報をチェック

<http://www.nexco-highway.jp>

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号 205-01961500-000

ご利用ありがとうございます。

領収書

本州四国連絡高速道路株式会社

料金所では一旦停車してください。

料金所 神戸西本線

17年 1月17日 車種

(本四) 普通

通行料金 ¥5,610-

現金(本四) ¥5,610-

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 三木小野

ハイウェイカードの拡張は
2016年9月31日をもって終了しました

17年 1月17日11時47分

車種 普通

通行料金 ¥740-
(現金)

一入口料金所一 神戸西本線

はじめませんか? ETC! 詳しくは

www.tokutokume.jp

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号 205-01961500-000

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 神戸三田

ハイウェイカードの拡張は
2016年9月31日をもって終了しました

17年 1月17日15時17分

車種 普通

通行料金 ¥770-
(現金)

一入口料金所一 滝野社

はじめませんか? ETC! 詳しくは

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号 205-01961500-000

ご利用ありがとうございます。

神戸市道路公社

料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 大沢

17年 1月17日15時22分

車種 普通

通行料金 ¥150-
(現金)

取扱番号 2601-04

神戸市道路公社

料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 有野

17年 1月17日15時28分

車種 普通

通行料金 ¥260-
(現金)

取扱番号 2529-22

ご利用ありがとうございます。

神戸市道路公社

料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 六甲山トンネル

17年 1月17日15時33分

車種 普通

通行料金 ¥100
(現金)

取扱番号 2327-01

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 井川池田

17年 1月18日16時02分

車種 普通

通行料金 ¥2,120-
(現金)

一入口料金所一 徳島

ケータイから高速道路の交通情報をチェック

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号 205-00781505-000

ご利用ありがとうございます。



新神戸箕谷出口 料金所

お問い合わせ 阪神高速お客さまセンター
(06) 6576-1484

速渡に注意し、十分な車間距離を保って
安全運転を心がけましょう

領収書

17年01月18日10時40分

車種 普通

通行料金 現金 ¥610

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町4-1-3

発行番号 4019-03-0042

ご利用ありがとうございます。

領収書

本州四国連絡高速道路株式会社

料金所では一旦停車してください。

料金所 鳴門

17年 1月18日 車種

(本四) 普通

(他社) 普通

通行料金 ¥6,100-

現金(本四) ¥5,610-

現金(他社) ¥490-

取扱番号 214-00211450-01792

18580

領収証

みどりの会 様 2017年 11 月 18 日

¥ 40,000 -

但 レンカー代とシ
上記正に領収いたしました 徳島県三好郡山辺町西子に在る

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)
TEL 84-
有限会社大歩危レンカー

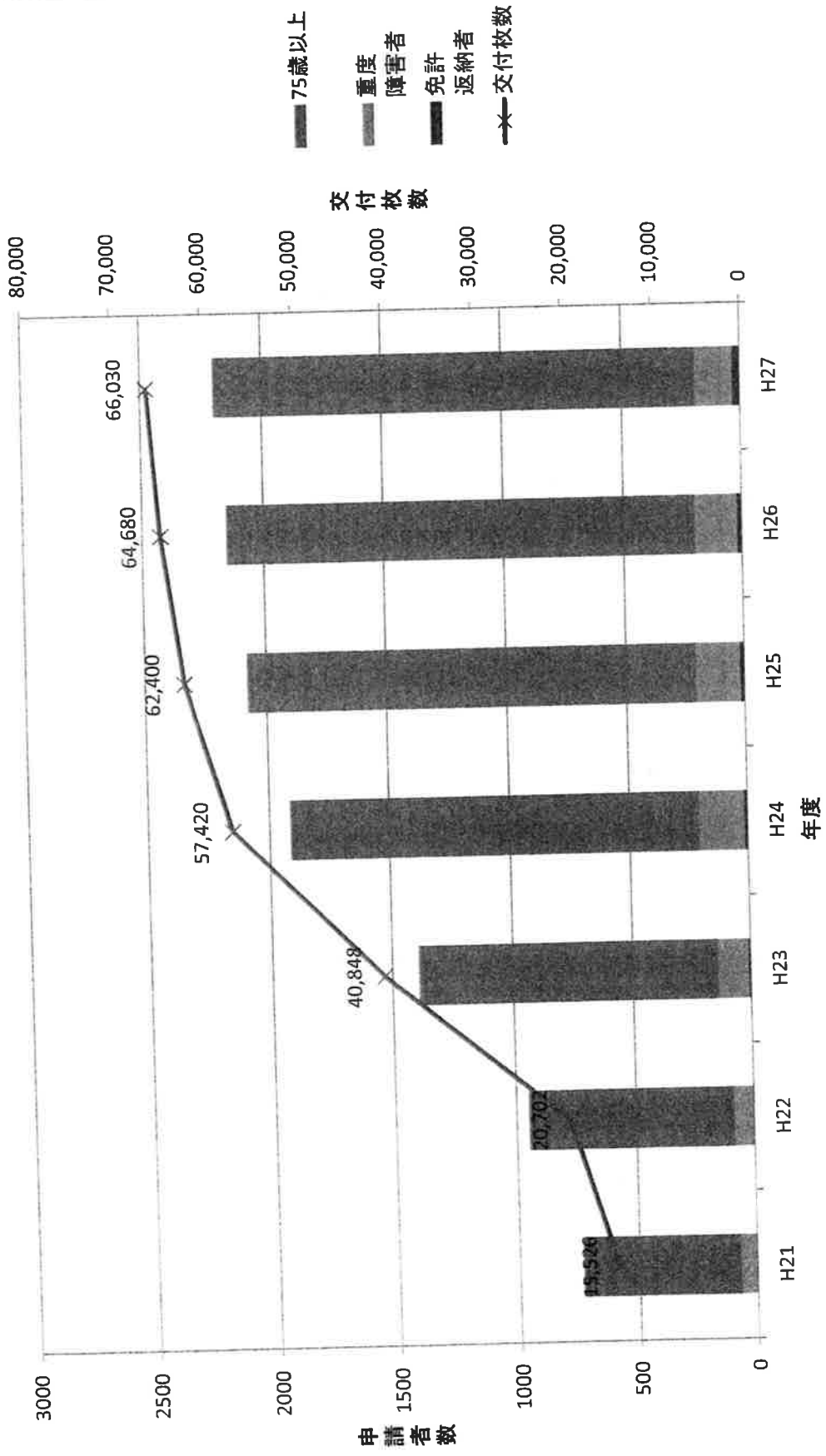
この用紙は森林保全に配慮したFSC認証パルプを使用しています。

一報財研
15.10.2021

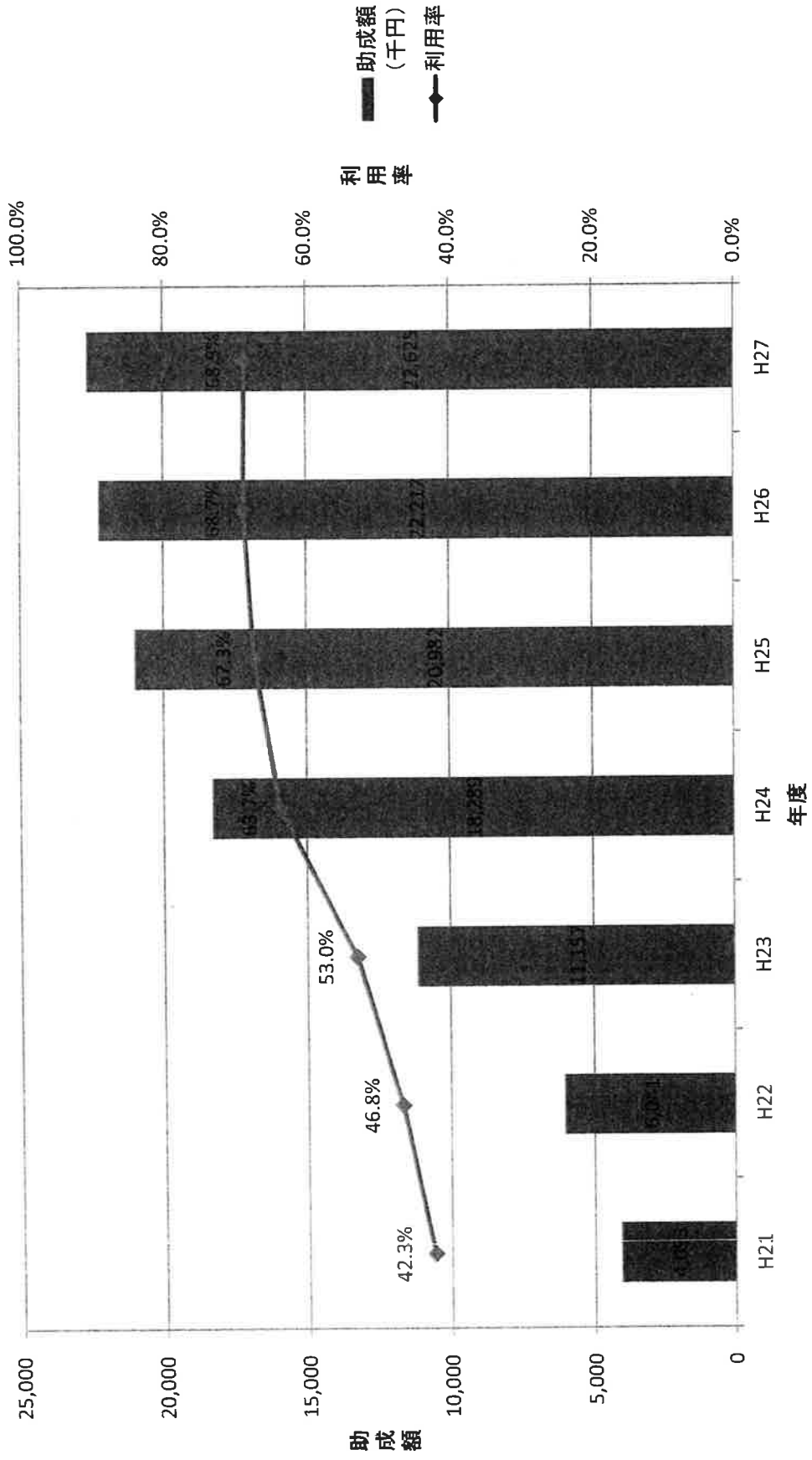
5 利用券利用状況 ※平成 28 年度については 10 月末現在

年度	申請者数 (人)			交付枚数 (枚)	利用枚数 (枚)	助成額 (千円)	利用率
	75歳以上	免許 返納者	重度 障害者				
H21	736	665	71	15,526	6,571	4,093	42.3%
H22	950	863	87	20,702	9,679	6,041	46.8%
H23	1,393	1,255	130	40,848	21,662	11,157	53.0%
H24	1,914	1,708	193	57,420	36,577	18,289	63.7%
H25	2,080	1,874	188	62,400	41,964	20,982	67.3%
H26	2,156	1,957	179	64,680	44,433	22,217	68.7%
H27	2,201	2,008	161	66,030	45,249	22,625	68.5%
H28※	2,127	1,921	175	63,810	31,253	15,627	49.0%

申請者と交付枚数の推移



助成額と利用率の推移



平成28年度

加東市福祉タクシー事業

◆対象◆

加東市に住民登録があり、在宅、かつ市町村民税の所得割が非課税の方で、次のいずれかに該当する方

- ① 75歳以上の方
- ② 身体障害者手帳1・2級の方
- ③ 療育手帳A判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤ 65歳以上で高齢等を理由に運転免許証を返還された方

◆利用券◆

- ・利用券は、年間15,000円分(500円×30枚)を交付します。
- ・利用券は1回の乗車につき乗車料金以下の金額の範囲内で何枚でも使用可能です。
※お釣りはできませんのでご注意ください。

▶申込み期間・場所◆

《申込み期間》 平成28年6月25日(土)から平成29年6月末日まで
(平成28年6月25日・26日以外の土日祝日を除く)

《申込み場所》 高齢介護課(加東市役所 1階)

◆申請時に必要なもの◆

- ・資格の確認ができるもの(保険証・障害者手帳等)、印鑑
- ・障害者の方は障害者手帳、運転免許証返還者は運転経歴証明書

◆代理の方が申請される方法◆

窓口へ行くのが困難な場合は、代理の方が申請できます。

代理の方が申請される場合は、申請書用紙の委任欄に助成対象者の記名押印が必要なため、事前に高齢介護課へ申請書を取りに来られるか、加東市ホームページよりダウンロードしてください。

※申請時は助成対象者と代理人双方の本人確認ができるものと代理人の印鑑をお持ちください。

◆利用できる期間◆

平成28年7月1日～平成29年6月30日(毎年申請が必要です。)

◆注意事項◆

- ・身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、利用券を使用するときは、必ず手帳を携帯し乗車員に提示してください。タクシー協会の運賃割引制度と併せて利用していただけます。
- ・死亡や転出、施設に入所された場合は、利用券を返却してください。
- ・紛失・盗難の場合は再交付できませんので、大切に保管してください。破損等の場合は、交換します。
- ・有効期限の過ぎた利用券は使用できません。
- ・利用券は他人に譲渡または貸与できません。

★問い合わせ★

加東市役所 福祉部高齢介護課 43-0440

※裏面に利用できるタクシー会社は記載しています。

～利用できるタクシー会社～

タクシー会社名	TEL	フリーダイヤル	FAX
●一般タクシー			(五十音順)
小野タクシー(株)	0794-63-1401	0120-63-1401	0794-63-4189
寿タクシー(株)	0795-22-5858	-	-
西脇タクシー(株)	0795-22-2828	-	0795-22-2636 ※前日までに予約必要
西脇東播交通(株)	0795-22-3950	-	0795-22-4355
(株)はくろタクシー加西営業所	0790-45-3535	0120-037-896	079-291-1201 ※8時～17時30分受付
(株)はくろタクシー社営業所	0795-42-0521	-	-
播州交通(株)小野営業所	0794-63-2111	-	-
播州交通(株)西脇営業所	0795-22-3838	-	-
播州交通(株)北条営業所	0790-42-0232	-	-
播州交通(株)社営業所	0795-42-0115	0120-72-0846	0795-42-7683
ひまわりハートタクシー	0794-63-9100	0120-23-0843	0794-63-2250
北条神姫タクシー(有)	0790-43-1234	-	0790-43-1778
●介護タクシー ※ご利用の際は、事前に必ずタクシー会社へ問い合せください。			(五十音順)
オアシスケアサービス	0795-27-0576	0120-852-859	0795-20-3094
介護タクシー ないと	0790-45-1957	-	0790-45-1057
介護タクシー らくらくサポート	0795-23-3452	-	0795-23-3452
(株)茶たろう	0794-67-1336	-	0794-67-1336
(株)ハートフル・ライフサポート小島	0795-42-1083	-	0795-42-3454
にっこりハート	090-9867-2810	-	079-432-5513
ひまわりハートタクシー	0794-63-9100	0120-23-0843	0794-63-2250
山桜ケアタクシー	0795-23-4780	-	0795-23-4780
元気快 篠山営業所	079-552-2919		079-552-0741
元気快 三田営業所	079-564-1113		079-552-0741

(目的)

第1条 この告示は、重度心身障害者及び75歳以上の高齢者（以下「障害者等」という。）が利用する福祉タクシーの利用料金等の一部を助成することにより、障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（平24告示74・一部改正）

(定義)

第2条 この告示において「福祉タクシー」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者のうち、加東市と契約した一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（以下「指定事業者」という。）が運行する一般乗用旅客自動車又は同法第79条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて市が運行する自家用有償旅客運送自動車で、この告示に定めるところにより障害者等の利用に供するものをいう。

（平23告示45・平24告示74・平27告示80・一部改正）

(助成の対象者)

第3条 福祉タクシーの利用料金等の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、在宅の者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設（児童福祉法に基づく保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園又は老人福祉法に基づく短期入所施設を除く。）に入所し、又は入居している者（当該施設に入所し、又は入居している者と同等の状態にあるものを含む。）でないものをいう。）のうち、市町村民税の所得割が非課税であつて、申請時において次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、市町村民税所得割の課税の有無の判定は、7月1日から翌年の3月31日までに申請した場合は当該年度分、4月1日から6月30日までに申請した場合は前年度分の課税状況により行うものとする。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級及び2級のもの、知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所において判定を受け、療育手帳の交付

を受けている者で、Aと判定されたもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級のもの

(2) 満75歳以上の者。ただし、前号に該当する者を除く。

(3) 満65歳以上の者で、高齢等を理由に運転免許証を返還し、運転経歴証明書を所持しているもの。ただし、前2号のいずれかに該当する者を除く。

（平18告示158・平21告示47・平23告示45・平24告示74・平26告示86・平27告示39・一部改正）

（助成の申請）

第4条 福祉タクシーの利用料金等の助成を受けようとする者は、福祉タクシー利用券交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（平24告示74・一部改正）

（代理による申請）

第5条 助成対象者の代理人として前条の申請を行うことのできる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

(1) 助成対象者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 民生委員、自治会長、親類その他平素から助成対象者本人の身の回りの世話をしている者で市長が特に認めるもの

2 代理人が前条の申請を行うときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

（平21告示47・追加）

（利用券の交付）

第6条 市長は、前2条の申請があった場合は、その内容を審査し、第3条の規定に該当するものと認めるときは、福祉タクシー利用券（様式第2号。以下「利用券」という。）を前2条の申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により交付する利用券の枚数は、助成対象者1人につき30枚とする。

（平21告示47・旧第5条線下・一部改正、平23告示45・一部改正）

(利用券の有効期間)

第7条 利用券の有効期限は、申請日から当該申請日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。ただし、4月1日から6月30日の間に申請した者の利用券の有効期限は、申請日から当該申請日の属する年度の6月30日までとする。

(平21告示47・旧第6条線下)

(助成額)

第8条 利用券1枚の助成額は、500円とする。

(平21告示47・旧第7条線下・一部改正、平23告示45・一部改正)

(利用方法)

第9条 利用券の交付を受けた助成対象者(以下「利用者」という。)は、指定事業者の乗務員に利用券を提出し、乗車料金から前条の助成額を差し引いた額を支払うものとする。

2 指定事業者は、前条の助成額を福祉タクシー乗車料金請求書(様式第3号)により1箇月分を翌月10日までに市長に請求するものとし、市長は同月の末日までに当該請求額を指定事業者に支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者は第2条に規定する自家用有償旅客運送自動車を利用する場合は、加東市自家用有償旅客運送条例(平成24年加東市条例第25号)第6条第4項の規定により利用券と引き換えに交付を受けた回数券を当該自家用有償旅客運送自動車の従事者に提出するものとする。

(平23告示45・全改、平24告示74・平27告示80・一部改正)

(利用券の紛失等の届出)

第10条 利用者は、利用券を紛失し、破損し、汚損し、又は盗難にあったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、利用券は、原則として再交付することができない。ただし、破損し、又は汚損した場合に限り、当該利用券との交換により再交付を受けることができる。

(平21告示47・旧第9条線下)

(利用券の譲渡及び貸与の禁止)

第11条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平21告示47・旧第10条線下)

(利用券の返還等)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに使用していない利用券を市長に返還しなければならない。

(1) 利用者が第3条に規定する資格を喪失したとき。

- (2) 利用券の有効期限が経過したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用券が不用になったとき。

(平21告示47・旧第11条線下)

(不正使用等の禁止)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用券の返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用券の交付を受けたとき。
- (2) 利用券を不正に使用したとき。

(平21告示47・旧第12条線下)

(指定事業者)

第14条 指定事業者になろうとする者(以下「申請者」という。)は、加東市福祉タクシー事業実施要綱に基づく業者指定申請書(様式第4号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、申請書に添付する書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 商業登録登記簿謄本(申請者が法人事業者である場合)又は代表者身分証明書(申請者が個人事業者である場合)
- (3) 会社概要
- (4) 取引先一覧表
- (5) 決算書、財務諸表等の財務内容がわかる書類
- (6) 前年度の国税及び地方税の納税証明書
- (7) 印鑑証明書及び使用印鑑届
- (8) 運輸局許可書(自動車乗車時に資格等の条件が付されている場合は、資格の証明書も提出すること。)
- (9) 一般乗用旅客自動車の仕様及び写真
- (10) 直近3箇月間の運行実績
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請があった場合は、市長はその内容を審査し、適切と認めるときは、申請者との間において指定事業者としての契約を締結するものとする。

3 前項の規定により締結した契約は年度ごとに更新するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、第1項各号の書類の再提出を求めることができる。

4 第1項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までの書類の記載事項に変更が生じ

たときは、変更のあった書類を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(平27告示80・追加)

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平21告示47・旧第13条線下、平27告示80・旧第14条線下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平18告示158・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 第3条に規定する市町村民税所得割の課税の有無の判定については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間は、助成の対象者の属する世帯の世帯主又は他の世帯員が、地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項又は第4項の適用を受けている場合は、市町村民税所得割非課税とみなす。

(平18告示158・追加)

附 則(平成18年7月1日告示第158号)

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年6月20日告示第46号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成21年6月23日告示第47号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年2月2日告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の加東市福祉タクシー事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)第6条第1項の規定により交付された利用券は、当該利用券の有効期間の満了する日までの間は、この告示による改正後の第6条第1項の規定により交付された利用券とみなす。

3 この告示の施行の際、改正前の要綱様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成23年4月19日告示第45号)

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日告示第52号）

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年9月6日告示第65号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の加東市福祉タクシー事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）第6条第1項の規定により交付された利用券は、当該利用券の有効期間の満了する日までの間は、この告示による改正後の第6条第1項の規定により交付された利用券とみなす。
- 3 この告示の施行の際、改正前の要綱様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成23年10月20日告示第75号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の加東市福祉タクシー事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）第6条第1項の規定により交付された利用券は、当該利用券の有効期間の満了する日までの間は、この告示による改正後の第6条第1項の規定により交付された利用券とみなす。
- 3 この告示の施行の際、改正前の要綱様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年9月28日告示第74号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。ただし、別表及び様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の加東市福祉タクシー事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）第6条第1項の規定により交付された利用券は、当該利用券の有効期間の満了する日までの間は、この告示による改正後の第6条第1項の規定により交付された利用券とみなす。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、改正前の要綱様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年3月21日告示第13号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の加東市福祉タクシー事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)第6条第1項の規定により交付された利用券は、当該利用券の有効期間の満了する日までの間は、この告示による改正後の第6条第1項の規定により交付された利用券とみなす。
- 3 この告示の施行の際、改正前の要綱様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成26年4月21日告示第40号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日告示第86号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に交付されている改正前の加東市福祉タクシー事業実施要綱様式第2号の福祉タクシー利用券は、改正後の加東市福祉タクシー事業実施要綱様式第2号の福祉タクシー利用券とみなす。

附 則(平成27年3月27日告示第39号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月1日告示第80号)

この告示は、平成27年7月1日から施行する。



住みよいまち加東

KATO is a very comfortable city to live in.



加東市



兵庫県広域防災センター

防災教育専門員

田中 健一

〒673-0516 三木市志染町御坂 1-19
TEL 0794-87-2920 FAX 0794-87-2925
携帯番号 : 090-7496-8215
E-mail kenichi_tanaka@pref.hyogo.lg.jp



神戸大学大学院 工学研究科 建築学専攻
都市安全研究センター (RCUSS)
安全都市づくり研究分野 北後研究室

田中 健一

博士課程 後期課程

〒657-8501 兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1 RCUSS 研究棟 R104-2 室
Email: tanaka-rcuss0620@stu.kobe-u.ac.jp | dffha602@kcc.zaq.ne.jp
Website: <http://www.research.kobe-u.ac.jp/rcuss-usm>
Tel: 078-803-6009 | Fax: 078-803-6394 | Mobile: 090-7496-8215

一般県民向け、体験型学習・訓練について

兵庫県広域防災センターでは、県民一人ひとりが自分たちの街は自分たちで守るという防災意識を高めるために、県民を対象とした体験型の学習や訓練を実施しています。

体験型学習・訓練メニュー表

項目	実施場所	時間(要)	主な内容
体験学習ガイダンス	体験型学習・教室 講堂 大教室 (～150名)	20分 ～ 60分	施設紹介や暮らしの中の防火・防災など地震への備えのアドバイス、体験型学習 訓練メニューの説明をします。
①地震体験	起震車	30分	起震車に設置し、地震の揺れを体験します。
②煙避難体験	消防・車道訓練区 (全川線路2F)	30分	紙袋を(水筒類)が充満した密閉室での避難訓練をします。
③消火器取扱体験	屋外訓練場	30分	実際に消火栓の水を注入した消火器を必要時取扱訓練をします。
④屋内・屋外消火栓取扱体験	放水訓練広場	30分	屋内・屋外消火栓を使った消火訓練をします。
⑤避難物出経路取扱体験	屋外訓練場・補助訓練塔	30分	避難、剥出しに役立つロープ巻取、バーリ、ジャケット等避難補助資器材の取扱訓練をします。
⑥消防隊車両見学	屋内訓練場	15分	消防隊の計量器類を借用し、各車両の役割や機能について説明します。
⑦噴霧器職員学	屋上訓練場(バグスタンド (三次総合防災圏内))	30分	防火区画内の屋上訓練場のバックスタント下に設置された噴霧物質・資器材を見学します。

※1.30名超のグループの場合は希望時間があります。

■申込方法
お電話にて空き状況を確認の上、仮予約して下さい。
仮予約後、申込書に必要事項を記入の上、FAXもしくは郵送でお送り下さい。

- ・電話番号、FAX番号、郵送の場合の宛先は裏表紙に貼紙にて記載しております。
- ・申込書はホームページから入手できます。ホームページアドレスは裏表紙に貼紙のとおりです。

■開催時間
午前10時～午後4時
広域防災センター内食堂のご利用もできます。
ご利用の場合は事前に直接食堂と調整してください。
(食堂・電話番号 0794-85-0155)

■休館日
・毎週火曜日、ただしその日が祝日のときは、次の平日が休館日となります。
・年末年始

●全体図



●交通アクセス
・新神戸駅より約20km
・西神中央駅より約10km
・緑が丘駅より約4km
・三木駅より約3km



兵庫県広域防災センター

兵庫県消防学校



Hyogo Prefectural Emergency Management and Training Center

兵庫県広域防災センター

〒673-0516
兵庫県三木市志染町御坂1-19
TEL.0794-87-2920 (代案) FAX 0794-87-2925
URL: <http://www.fire-9c-hyogo.jp/>





兵庫県 三木全県広域防災拠点

Hyogo Prefectural
Miki Emergency Management Base



兵庫県広域防災センター

自分で守る「防災」

地震、台風、集中豪雨…。私たちは、自然災害の多い国に暮らしています。広範囲に及ぶ被害が想定される南海トラフを震源とする地震だけでなく、活断層による直下型地震、大雨による洪水や土砂崩れなど、災害は、ある日突然に、自分の命、大切な家族の命、日々のくらしを奪い去っていきます。その瞬間、かけがえのない命を守るために、今、私たちに何ができるでしょうか？ どう備えるべきでしょうか？ 一緒に考え、できることから実践しましょう。

「そのとき」を想像することが大切

災害をイメージして危機意識を持つことから始めましょう

阪神・淡路大震災から22年。あのときの揺れを覚えていますか？ 南海トラフ巨大地震では、とかく津波被害が目ざれがうです。震源地から離れた大阪や兵庫は、長周期地震動にも注意が必要です。ゆっくりとした大きな揺れが長く続き、家屋などに甚大な被害が出ると予想されます。そのとき、自分や家族の命を守ることができるでしょうか。

災害に見舞われたとき、何より大切なのは、「自分が死なないこと」です。自分が死ねば、大切な家族や地域の人も助けることができず、大切な家族や地域の人も助けることができず、大切な家族や地域の人も助けることができず、大切な家族や地域の人も助けることができます。そのために、私は、3つの心得が必要だと考えています。まず、一番大切なのは「想像力」です。地震で、この棚が倒れたら出口がふさがれるかもしれない。「大雨で裏山が崩れたら、この部屋に土砂が流れ込むかもしれない」。そういうさまざまな想像を、自分から危機意識を持つことが、防災・被災への第一歩です。次に、必要なのが、適切な行動をとる力です。事前に家具を固定するなどの備えだけでなく、「命を守るための正しい知識、判断力を身につけ、「ひい討ち」にうろたえない心の準備をしましょう。そして、災害時は行動の迅速さが生死を分けることも忘れてください。

防災・減災への取り組みでコミュニティを活性化

大災害での被害を減らすためには、より多くの人が危機意識を持つことが重要です。まずは、家族で、「地震が来たら「大雨が降ったら」という会話をしてみてください。また、災害は地域ごとに特性があります。危機意識を地域のコミュニティに広げ、防災・減災への取り組みを日常の中で継続できれば、「そのとき」に助け合える、大きな力となっていくでしょう。

田中 健一さん

兵庫県立防災センター
防災教育専門員

profile

神戸大学大学院(都市安全
研究センター内)で、防災、
減災、特に地震、津波、原
子力災害などからの避難
のあり方に焦点を当てた
研究活動中



体験学習を随時受付中

兵庫県立防災センター(三木市赤松町)では、地震、津波、火災などの防災体験学習を用意しています(備考、10人以上のグループで、お問い合わせ: ☎0794-87-2920)

火曜日(祝日の場合は翌日)定休

家族の役割分担を決める

- 日頃の予防対策と災害発生時を別々に決める
- 乳幼児、懐かしい香のサポート役を明確にする

災害時の連絡方法や避難場所の確認

- 災害用伝言ダイヤル171(音信)や災害用伝言板web171(文字)などの利用方法を確認する
- 家近隣の連絡方法、集合場所を確認する
- iPadやスマートフォンで、避難場所と避難ルートを確認し、歩いてみる



備蓄品や非常持ち出し品の点検

- 3日分を目安に食料や飲料水が備蓄されているか確認する
- 非常持ち出し品は、個人の特徴を考え、生理用品や寝おむつ、避難、常備薬なども入っているかをチェック。薬の使用期限なども定期的に確認する

家族で防災会議

家の内外の危険箇所をチェック

- 修理や補強の方法を話し合い、すぐに実行する



家具の安全な配置と転倒防止対策

- 家具の移動や固定方法を話し合い、すぐに実行する



参考:兵庫県発行「防災対策のすすめ」

防災も学ぶ、行動する、第一歩もコープが後押し

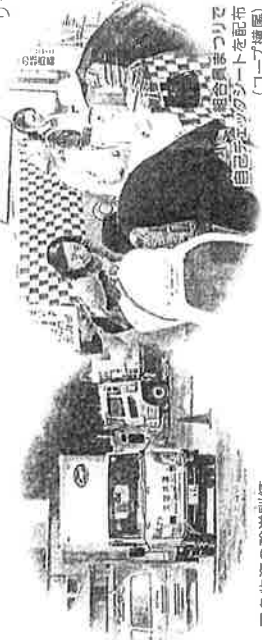
一人ひとりが自分自身や大切な家族の命を守るように生活ならでの地域防災、災害を考える場づくりを進めています。

災害時に生かされる生協のネットワーク

コープこうべでは最長、地域行政や他団体と連携しながら生協ネットワークを生かした地域防災に取り組んできました。そのひとつが「緊急時における生協物資確保に関する協定」です。1980年に神戸市と同協定を結んだのを皮切りに、現在では27市10町も自治体と締結しています。また、2013年に西宮市と「津波避難ビル協定」、続く2014年には尼崎市、尼崎市社会福祉協議会と「尼崎市災害ボランティアセンター設置等に関する協定」を締結。国土交通省、兵庫県、関係市町主催の広域防災演習にも参加し、緊急物資の輸送訓練などを行っています。

活動本部を中心に地域ぐるみの防災を

さらに各地区の活動本部では、より地域に根ざした防災学習や啓発活動を実施。日ごろから組合員に向けて、災害への危機意識や知識を高める働きかけをしてきました。第3地区活動本部では「地域で支え合う「命を守る」ことをテーマに、神戸学院大学「防災女子グループ」と協働で「防災・減災自己チェックシートプロジェクト」を進めています。コープ委員会が中心となって、組合員つりなでチェックシートを配布。家庭でできる取り組みを広げました。また第2地区活動本部では「地域での世代を超えた防災の仲間づくり」に取り組み、コープくらぶ・サークルとも連動しながら継続的に学



緊急物資の輸送訓練

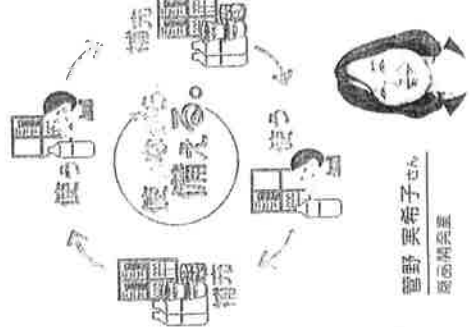


「イザ」カエルキャラバン!!で防災体験

被災時に役立つ! 缶詰や乾物を使いながらストックして

非常食は好きなきな味を使いながらストックして

備蓄食材としておススメなのは、普段から使い慣れている、そのままでも調理してもおいしく食べられるものです。日々使っている食材を食べたら補充するストック方法(ローリングストック)なら、災害時にもお気に入りの味でホッとでき、賞味期限切れの心配もありません。手元に調味料がない場合は、缶詰の汁で乾物を戻すなど応用もできますよ。簡易調理に便利なカセットコンロもポンベちすくぐ分かれる場所においておくといいですね。



菅野 美希子さん
原産地産

習会やワークショップを実施しています。防災イベント「イザ」カエルキャラバン!!も開催しました。コープ委員会を中心に、地域ごとの「防災を考える場づくり」も強めています。

組合員が自主的に活動 学ぶ側から伝える側へ

さまざまな働きかけで災害への知識や危機意識が高まり、組合員が自主的に行う活動も増えてきました。2016年9月には、「防災仲間づくりの会」主催で、防災ワークショップが開かれました。より気軽に防災知識を深めてもらおうと、コープ委員会による「防災カフェ」も開催されるなど、防災が文化として地域コミュニティに根付きはじめています。阪神・淡路大震災が起きた1月17日は「防災・ボランティアの日」。防災関連の報道やイベントも多いこの時期に、皆さんも災害を正しく知り、適切で迅速な行動を取るための第一歩を踏み出しませんか?



組合員による防災ワークショップ

今すぐ何か始めたい人!

みんなで学ぶ 「土砂災害からの避難」

防災士と一緒に考えながら、自宅付近の危険エリアや避難経路を避難マップに書き込んで「わが家の避難マップ」を作ります。

開催 1月25日(水)10時~11時半
定員 コープ阿本 組合員集会所 (定員20人 先着順)

開催 1月26日(木)13時~14時半
定員 コープ横尾 組合員集会所 (定員20人 先着順)

申し込み、詳細は問い合わせは上記店舗サービスコーナーまたは
広報室 ☎078-856-1080 時~金 10時~17時半

さんまの蒲焼缶のかめ和え

- 材料
CO-OPさんま蒲焼.....1缶(100g)
CO-OPマヨネーズ.....1缶(190g)
CO-OP三連缶カットわかめ
.....ひと握り(約大さじ3)
水.....大さじ2 しょうゆ.....小さじ1
酢.....大さじ2

- 作り方
1 ①をポリ袋に入れ、わかめをもみながら戻す
2 わかめが柔らかく戻ったら、蒸かほぐしたさんま蒲焼とマヨネーズを入れ、軽く混ぜれば完成

お湯いらず! もずくスープ3活用

- アレンジ①
冷製もずくスープ
CO-OP冷凍もずくスープに水160mlを混ぜ入れるだけで完成

- アレンジ② もずくおにぎり
CO-OP冷凍もずくスープをくたくたにご飯に混ぜ、握ればおにぎりに
- アレンジ③ もずく粥
レトルト粥にCO-OP冷凍もずくスープをくたくたに入れて具沢山に

取材を終えて...
最近、地震体験で、山崎新書の直下型地震を体験。家具につかまることしかできななせんでした。向かできなかったら、少しでも危険がないように備えなければ、危険は大切です。
組合員ライター 野上 明子
普段からアンテナを張っている。災害について学んだり知識を深める機会を海外や外国のもの。防災勉強会やワークショップなどに、積極的に参加していきたいと改めて思いました。
組合員ライター 行本 美栄子



害を乗り越えるための心構え
 事を想定した避難ゲームHUG
 神戸大学大学院工学研究科所長
 兵庫県広域防災センター防災教育専門員
 田中 健一
 平成28年11月13日

本日の予定

- 13:00 講義「大災害を乗り越えるための心構えと行動」
- 13:20 説明「避難所運営ゲームHUG(水害版)」
- 13:40 演習
- ~ 14:40 作戦会議・ゲーム
- 14:40 感想、意見交換
- ~ 14:55

阪神・淡路大震災の教訓は生かされたか

- 2000年鳥取県西部地震 x
- 2001年云々地震 x
- 2003年三陸南、宮城県北部、十勝沖地震 x
- 2004年新潟県中越地震 x
- 2005年福岡県西方沖地震 o
- 2007年能登半島地震 x
- 2007年新潟県中越沖地震 x
- 2011年東日本大震災 x
- 2016年熊本地震 x

- 首都直下地震 (中央防災会議)
- 東海・東南海・南海地震 (中央防災会議)
- 近畿地方の府県、政令市の防災戦略
- 南海トラフ巨大地震 (中央防災会議)

略歴

- 1985年4月 兵庫県庁職員
- 1995年1月 兵庫県総務部地方課に勤務、被災自治体の財政支援、避難地域への財政支援
- 1997年4月 ~防災局に転籍し、自主防災組織育成担当
- 1999年12月 ~「人と防災未来センター」企画運営部長
- 2006年4月 ~「人と防災未来センター」企画運営部長
- 2007年4月 ~災害対策課長補佐の時、台風9号災害に遭遇
- ◆現在 災害救助法担当、被災者生活再建支援法担当
- ・内閣府の「災害の克服に向けた適切な住家被害認定の運用確保方策に関する検討会」委員
- ・新型インフルエンザ対策業務担当
- ◆現在 兵庫県広域防災センターで防災教育専門員
- 神戸大学大学院工学研究科建築学専攻博士課程(都市安全研究センター)内で、防災、減災特に災害時避難者の津波、原子力災害からの避難のあり方、地区防災計画に焦点を当て研究中。
- ・日本災害復興学会委員、日本災害情報学会、日本建築学会、日本火災学会、地区防災計画学会 所属
- ※共著書:「災害救助法の徹底活用」、「東日本大震災復興の正義と倫理 検証と提言50」など

台風や地震に遭遇するのは日本に住む私たちの宿命です!
 自分の身をどう守るか?
 ・土地の被災の歴史を知ること!
 ・過去の災害の経験を生かすこと!
 ・危険なときは避難(自主避難)の徹底を!!

最近の災害発生状況

東日本大震災(2011年):被害の特徴

- マグニチュード9.0以上の巨大地震の襲来史上最大の地震。
- 広範囲にわたる津波発生、日本各地で大きな被害が発生し、沿線で甚大な被害が発生。多数の地区が壊滅。
- 加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害となった。

内閣府調べ	被害状況一瞥
被災地域 (7都府県北半部)	総人口 21,839人
	死者・行方不明者 6,219人
	被害額(総額) 約15兆5千億円
	避難者数 全県 127,830人
	最大避難者数 468,553人

伊豆大島土砂災害 (2013年10月、死者35名(大島町))

鳥取県による伊豆大島土砂災害 (2014年9月、死者74名)

阿蘇山 火山噴火 (2014年9月27日噴火、死者57名、行方不明者6名)

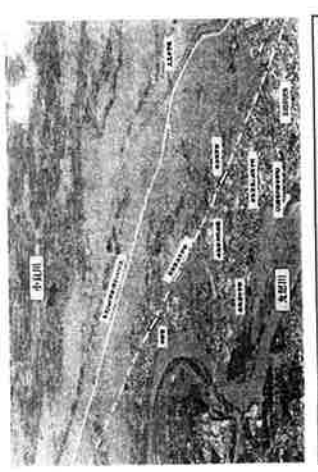
本日のテーマ

- ・危機意識を持っていただきたいこと
- ・命を守るための行動→災害対応マネジメント能力を身に付けて頂きたいこと
- ・過去の災害の経験と教訓はぜひ、生かして欲しいということ

社会の災害脆弱性の年ごとの増加

- 成熟社会での防災力の明確な低下傾向
1. 高齢社会の進歩(体力、判断力の低下)
 2. 自然と生活の遊離(動物的危機察知能力の低下)
- 高度・複雑化社会での被害の多様化
1. 都市複合空間での被害連鎖
 2. ネットワーク的被害の拡大
- 発生外力(誘因、ハザード)の変動
1. 地球温暖化による水災害の頻発
 2. 環太平洋地震・火山帯の活性化

2015年 関東・東北豪雨(茨城県他)

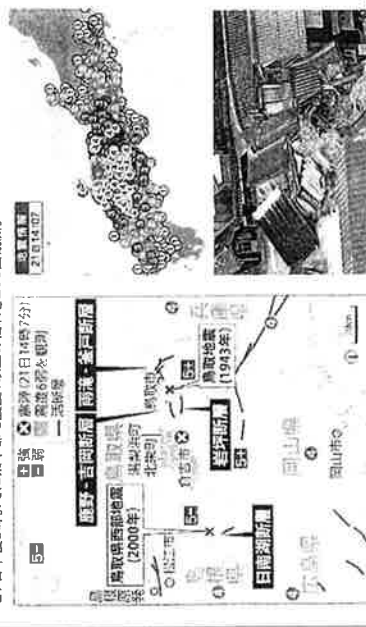


9月10日から11日にかけて、記録的な大雨の影響により、広範囲かつ長時間にわたる浸水、暴風被害に伴って大規模な土砂災害が発生。多数の孤立者が発生。

2016年 熊本地震



平成28年10月21日14時7分頃の鳥取県中部地震について
鳥取県中部で最大震度6弱を観測した地震が発生。27日午後6時現在住宅被害は268棟。なお分町で470人が避難所生活を送っている。鳥取県気象台によると、21日の震度6弱以降、27日午後6時までに県中部で震度1以上の揺れを256回観測。



- 長野県の主要な活断層は、県内をほぼ南北に縦断するようになり、諏訪湖付近では伊那谷断層帯が並び、谷断層帯とその延長上に木曾山脈西縁断層帯が、県北東部には十日町断層帯、長野盆地西縁断層帯(信濃川断層帯)があります。
- また、県内に被害を及ぼす可能性がある海溝型地震には、南海トラフで発生する地震があります。

平成28年熊本地震の発生

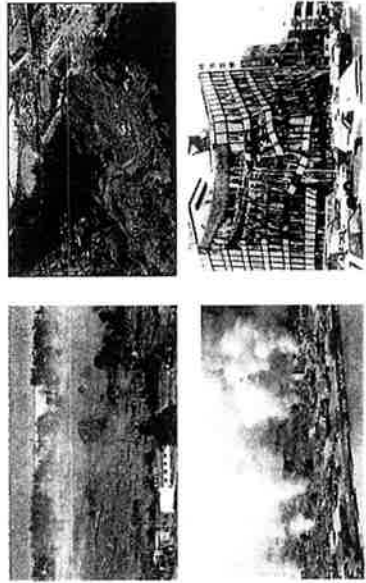
平成28年4月14日16時に熊本県を中心に最大震度7の地震が発生し、死者・行方不明者70人、住居全壊約8千棟、半壊約2万5千棟(7/4時点)など、大きな被害が発生した。



そして、今、新たな脅威が迫っている。それが、東日本大地震の規模を上回るといわれる南海トラフ巨大地震！！



今、就寝中に大地震が発生したら？
「災害イメージトレーニング」です！



支援の概要

- ① 物的支援
アルファ化米(約24万食)、毛布(約27千枚)、簡易トイレ(約15千基)、ブルーシート(1.6千枚)など
- ② 人的支援(平成28年7月5日現在)
◊ 業務内容:チーム支援、避難所運営支援、家庭被害認定支援等
◊ 累計:6,948人・日 20人/日
(※警察、消防、DMAT等を除く。)

(5月19日現在) ※市町村職員を含む。

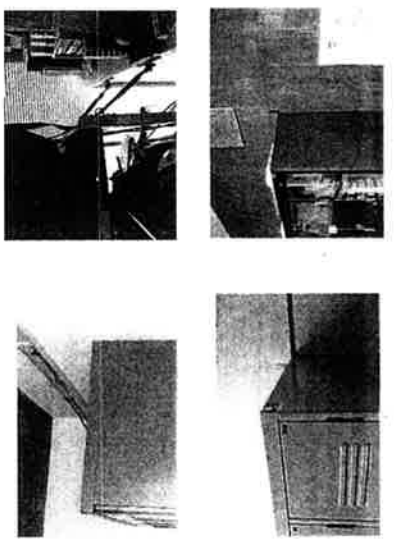
所属名	被災市町村		支援物資提供		大津波避難所		避難所運営		計
	支援物資提供	避難所運営	支援物資提供	避難所運営	支援物資提供	避難所運営	支援物資提供	避難所運営	
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
警察	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

長野県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い場所で発生する地震と、相模、駿河、南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震です。

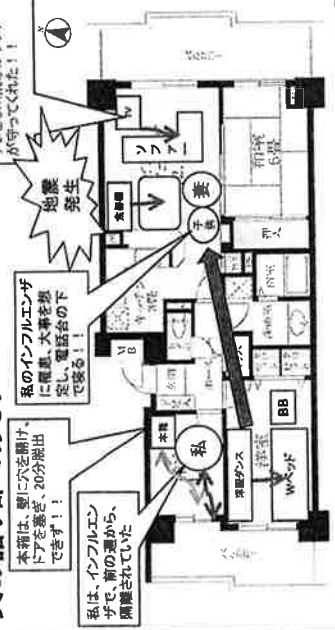


被害地域 (25°30'N、東経138°)
 被害地域(〜1884年)
 被害地域(1885〜2013年)
 被害地域(2014〜2017年)
 防災地震
 震動評価を行った活動断層
 位置不詳部分
 活断層 (700km、1、2、3)
 火山

自宅・職場での安全確保



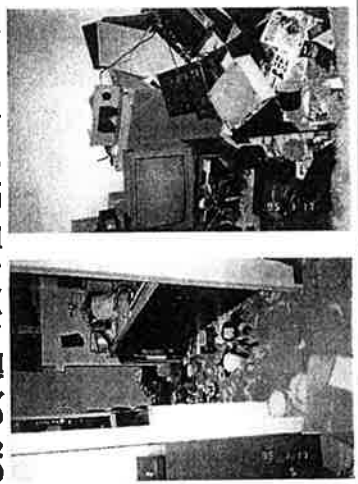
私は、六甲アイランドのマンション内で、被災した。多くの人が、九死に一生を得るような経験をしているはずである。あの震災で被災した全ての人が震災の語り部である。



「生き残ってからのことよりも、「死なないための努力」を先にすることが重要！」



六甲アイランド内のマンションは、建物の倒壊はない。負傷者も数人出たが、死者はゼロ！！しかし、個々人の自宅内は、こんな様子！！



最近の主な風水害について

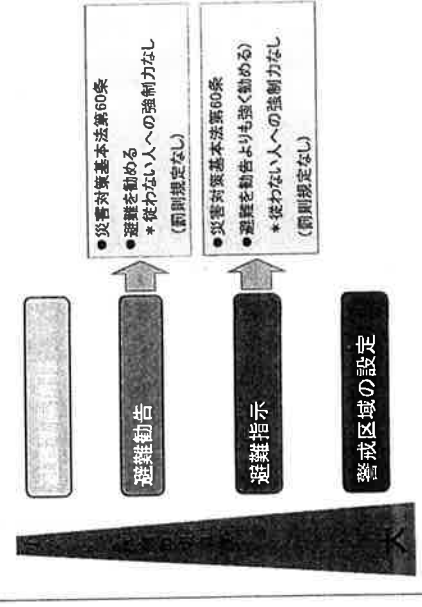
「減災」の取組その1

1. 耐震補強
2. 家具の固定
3. 家具の配置
4. 食器の入れ方
5. 引き出しを止める
6. 寝る部屋に家具などを置かない

大雨による災害



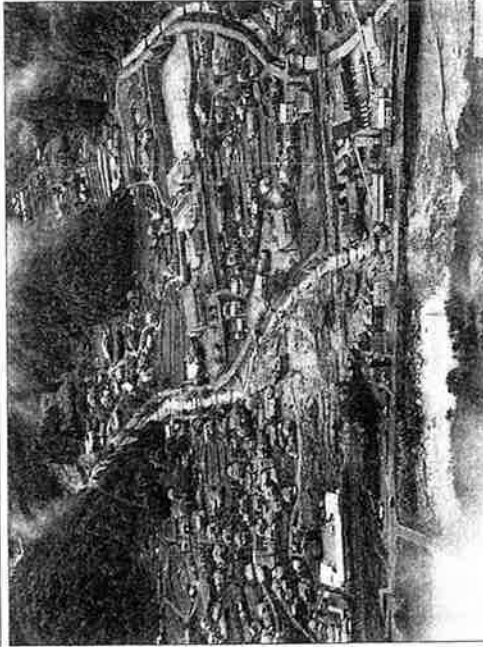
市町村から出される4段階の避難情報



国土交通省

・長野県木曾郡南木曾町読書で発生した土石流災害
(H26.7.15時点) 7/15時点より

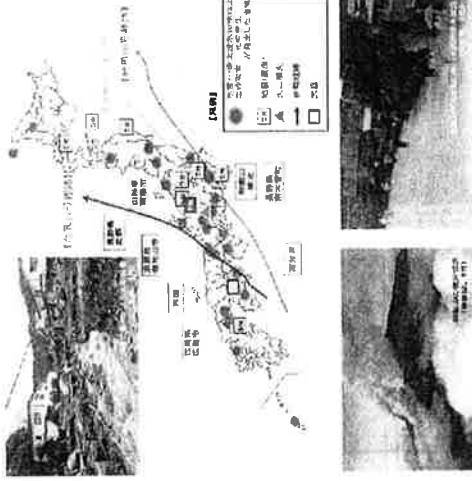
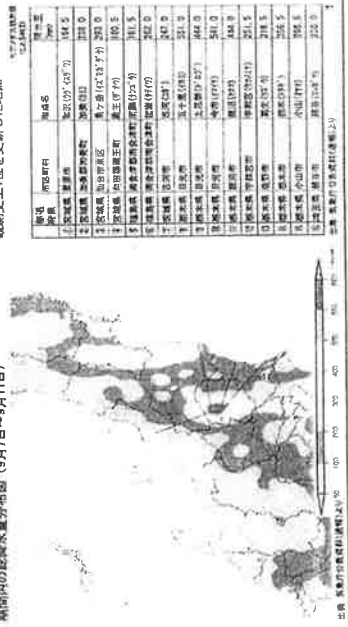
- ・発生場所 長野県木曾郡南木曾町読書三留野地区
- ・発災日時 平成26年7月9日(水)17時40分頃
- ・土石流発生箇所 梨子沢、大沢田川
- ・被害状況 7月15日10:00現在 長野県発表
- ・人的被害 死者 1
- ・負傷者 3
- ・人家被害 全壊 3
- ・半壊 4
- ・一部損壊 4



1. 台風18号等による大雨について

■台風18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から送った空気が流れ込んだ影響で、記録的大雨となった。
■9月10日から11日にかけて、関東地方や東北地方では、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上1位の値を更新した。

期間内の記録水準分布図 (9月7日～9月11日)

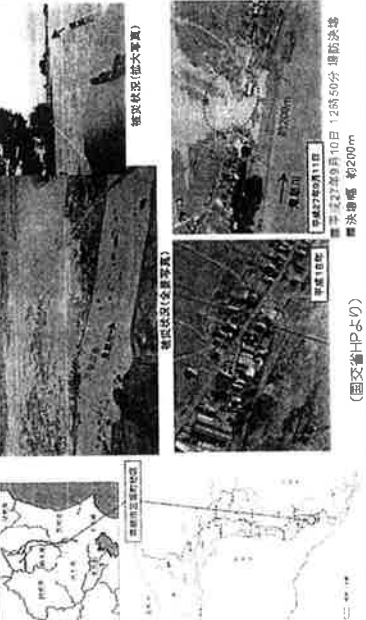


平成21年8月10日神戸新聞



9月7日～11日台風第18号による大雨(平成27年9月関東・東北豪雨)

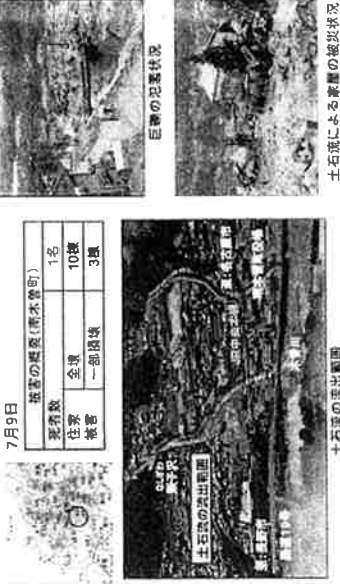
○常総市三坂町地先(左岸21km付近)で、堤防が約200m決壊。
○茨城県新所南辺では、氾濫前により多くの家屋が倒壊・流出(常総市だけで床上浸水4,400件、床下浸水6,800件)。



(国土交通省HPより)

平成26年7月台風8号 長野県南木曾町の土石流災害

○長野県南木曾町では時間雨量76mm※の豪雨により土石災害が発生。
(死者1名、家屋被害13棟)



2. 台風18号による大雨等に係る被害状況

- 1 人的被害の状況(内閣府 14日 17:00時点)
 - 死者名 (栃木県鹿沼市、日光市、栃木市、茨城県常総市2名、宮城県栗原市2名)
 - 行方不明者15名(常総市15名) → 後に全員の無事が確認された
- 2 所管施設の状況(14日 16:00時点)
 - 河川 (19河川で堤防決壊、54河川で氾濫等の被害発生)
 - ・利根川水系黒野川において堤防が決壊し、鴨瀬川水系吉田川、荒川水系都幾川等4河川において、越水等による浸水被害が発生。
 - 【都道府県管理河川】
 - ・宮城県管理の鴨瀬川水系洗井川等18河川において堤防が決壊し、宮城県、福島県、茨城県、栃木県を中心に50河川で浸水被害が多数発生。
 - 土石災害
 - ・16都県において96箇所(土石災害発生)。

鬼怒川決壊(平成27年9月10日)

決壊現場に出された情報

9月 9日	午後11時	はん災警報(避難判断水位)
9月10日	午前 0時15分	はん災危険情報(はん災危険水位)
	午前 0時20分	新大塚に大雨特別警報
	午前 2時20分	常総市 最初の避難指示(北側)
	午前 6時過ぎ	上流部で水が溢れる(菅野地区)
	午前 7時45分	茨城県に大雨特別警報
	午前10時30分	決壊現場の一部に避難指示(三坂)
	午後 0時50分頃	鬼怒川決壊(三坂町地区)



【市が川の西側へ避難を呼びかける】

堤防が決壊した前市三坂町では、市が決壊前に避難指示を出したのとは2地区に上流部で水が溢れる(菅野地区)は2人が死亡、市員は記者会見で川のどこが決壊するか予断できなかったと説明した。

3. 鬼怒川の決壊・被災状況等

国土交通省

- 1: 決壊時の最大浸水水深 約14.00m(浸水最深)
- 2: 決壊時の浸水範囲 鬼怒川定水位1.00m
- 3: 決壊地点
- 4: 洪水範囲内の農耕地

決壊現場(鬼怒川定水位21.00m)

7/2

常総市役所

鬼怒川

小原川

記録的豪雨で堤防が決壊した鬼怒川。茨城県常総市では、多くの家が濁流に飲み込まれたが、流れに負けずに残る白い家が注目を集めた。その家自体が残っているだけでなく、流れしてきた2軒の家を食い止め、屋根に残る人々と2匹の命も救ったためだ。



この家は鉄筋2階建てで、基礎部分にはコンクリートの基礎の他に、震災対策として、18本のくいが地中に打ち込まれていた。



浸水した常総市役所では上階で救助を待つ人たちの姿が見えた
(9月11日午前9時1分、茨城県常総市で、読売ヘリから)

市役所浸水、一時機能不全

9月10日午後0時50分ごろ、常総市三坂町で鬼怒川の堤防が決壊、茶色の濁流が街をのみ込んでいった。決壊現場から約9キロ離れた同市水海道蓮野町の市役所。駐車場に泥水が流れ込んだのは決壊から約9時間後の同10時ごろだった。

市職員や自衛隊員が庁舎入り口に土の手を置いたが、至11日午前0時すぎ、3階建ての本庁舎1階が浸水した。約2時間強には、1階の電源設備が水に漬かって停電。一階で庁内が真っ暗になった。電源は1階屋外に設置された非常用設備に切り替わったが、これも浸水により約2時間半後にストップ。全電源が途絶えてしまった。

市役所内にいた避難住民約400人のほか、市職員や自衛隊員など計約千人が孤立。固定電話やコピー機などが一切使えなくなり、情報のやりとりは携帯電話が頼りとなった。

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報土砂災害が発生する危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、特に早めの避難が重要です。お住まいの自治体からの避難に関する情報に留意するとともに、土砂災害警戒情報を自主避難の参考にしてください。

(出典)気象庁ホームページを基に作成

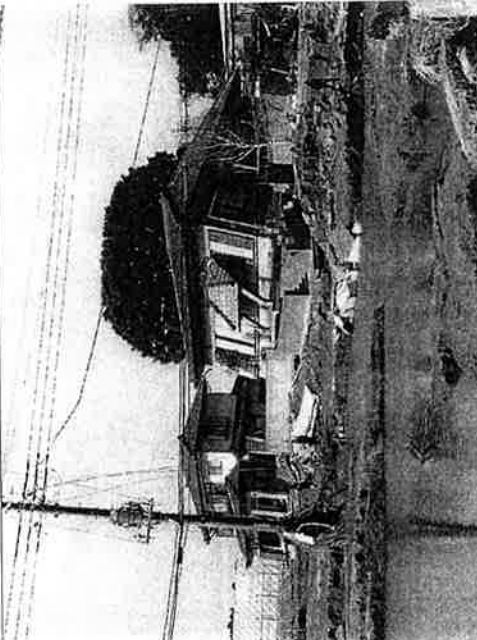
特別警報

- 2013年8月30日から豪雨
- 数十年に一度の重大な災害が差し迫っていることを伝える
- 「大雨」「大雪」「暴風」「波浪」「高潮」
- すでに危険な状態になっているおそれ
- 今いるところで「できる限り安全を確保」する。

行政の作成するハザードマップは、参考にしても、それを鵜呑みにして頼りすぎずにはいけません。

常総市役所が新築されたのは、2011年8月に発生した東日本大震災の後で、耐震機能は万全にして建築された。今回の鬼怒川決壊は、建水により低面に洪水の被害は、市役所も同じように水浸し。

災害発生した際の停電時に頼りになる自家発電機は、市役所の1階に設置。洪水被害のため市内在停電となった時、全く役に立ちませんでした。以上のような経験もあり常総市長から不満の声が上がっています。問題は、常総市自身がハザードマップを作成したにもかかわらず、市役所のハザードマップ上の危険状態を反映せずに新築してしまったこと。また鬼怒川が天井川である可能性があるにも関わらず、常総市が決壊時の危機意識が弱かった。



16日 04:05



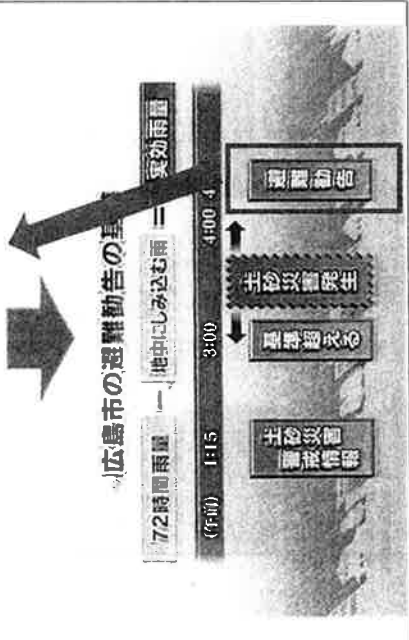
2014年8月20日午前3時20分から40分にかけて、局地的な短時間大雨によって安佐北区前、安佐南区八木・山本・緑井などの住宅地後背の山が崩れ、同時多発的に大規模な土石流が発生した。4時20分頃には可部三丁目付近で根谷川が氾濫した。安佐南区山本地区では3時20分にはがけ崩れの通報があつたにも関わらず広島市からの避難勧告の発令は4時30分になっており、1999年に発生した6.29豪雨災害の教訓が生かされなかつたと指摘された。

死者74人・重傷者8人・軽傷者36人になっている。

情報番組『とくダネ!』の報道によれば、特に被害の大きかつた安佐南区八木地区は、かつてその一帯が「蛇落地悪谷」（じやらくあしたに）と呼ばれていたと住民の人は話し、別の住民は「蛇が降るような水音が多かつた草から、悪谷と呼ばれていたぞうだ」と話した。



繰り返される避難情報の遅れ?



○この度の土石流災害から難を逃れることができたのは... (NHK報道より)

- 「振動」や「音」で避難
- 普段とは違う「臭い」が前兆
- 命を守った「垂直避難」
- いち早い「情報収集」
- 身の回りの再点検を

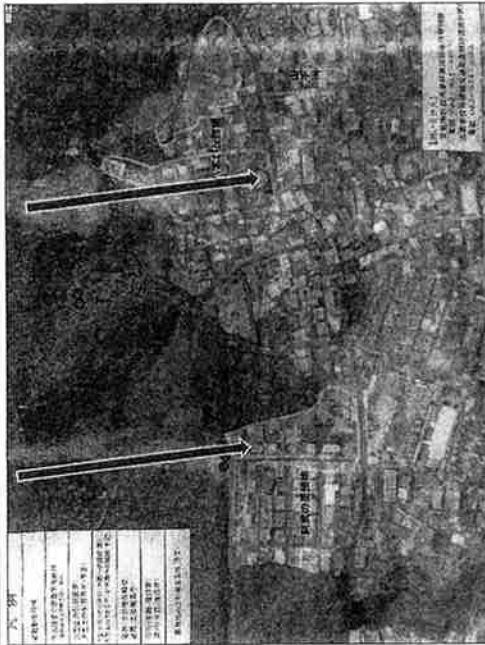
前兆現象を見逃さないこと!!

広島市、豪雨予測のファクス見逃す 避難勧告前



広島市北部で20日午前2時過ぎから、1時間に100ミリを超える猛烈な雨が降り、広範囲にわたって土石流などが発生した。

午前4時半ごろで、金山健三・市危機管理部長は「避難勧告を出すのが遅かつた」と述べ、対応のミスを認めた。



早めの避難行動で減災を

- 地震と違い、降雨は予報が発表されている
- しかし、今年の降雨パターンでは警戒情報が実降雨に追いつけない場合がある
- 予報に基づいて、様々な情報が発表されている

土砂災害警戒情報
参考情報: 地域別土砂災害警戒情報
箇所別土砂災害警戒情報

土砂災害で死なないための知恵の防災！！

- 河川の水位が急に下がったら土石流がやってくる。
- 生臭い臭いがしたら、木の根が切れたため、土石流がすぐに襲ってくる。
- 地名(竜、龍、窪、荒、落など)に気をつける。
- 連続雨量が100ミリを超えると土砂災害が起こり得る。

↓

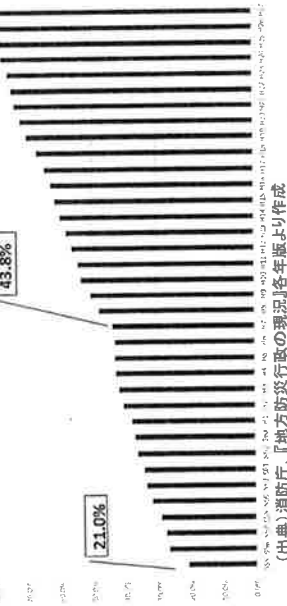
大雨が続くそうなときは取りあえず2階の山と反対側の部屋で寝る！！

自主防災組織の活動カバレッジの推移

活動カバレッジ: 自主防災組織の活動範囲に
含まれている地域の世帯数の割合

※平成19年度までは避難率と一致

※平成23年度は災害手帳、高齢者、障害者を除く。



(出典)消防庁「地方防災行政の現状」各年版より作成

東日本大震災の例

東日本大震災での公助の限界と自助・共助の重要性

1万8,800人以上の死者・行方不明者を出した平成23年3月の東日本大震災では、東日本大震災のように行方不明者などの被害や避難によって発生する等々本被災者を支援する行政が限界であった。自助・共助による活動による自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。

自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。

自主防災組織に今求められること

- 1 自主防災組織の経緯と課題
- 2 避難行動要支援者への支援の取組み
- 3 実践的な防災訓練の取組み
- 4 地区防災計画について

消防団及び自主防災組織の状況

地域コミュニティにおける自助・共助による地域防災力を強化するための防災活動の役割は大きなものとなっている。しかし、地域防災力の中核を担う消防団は、団員数が90万を切っているほか、30代以下の団員が6割を切る等団員の減少、平均年齢の上昇が進んでいる。

図表 消防団員数の増減(消防庁「消防防災・震災対策 図表」)

図表 自主防災組織の増減(消防庁「消防防災・震災対策 図表」)



自主防災組織の奏功事例

<長野県白馬村>

○白馬村神城堀之内地区における倒壊家屋からの救出

- ・近隣住民による資機材を使用した救出
崩れた家の下敷きになり、布団の中で身動きが取れなくなっていた住民を、10人以上の近隣住民が協力してジャッキでがれきりを引き上げ、1時間以上かけて布団ごと引きずり出し救出した。
- ・近隣住民と事業所が協力しての救出
耳と目が不自由で、屋根が崩れ落ちた家の中で動けずにいた住民を、近隣住民3、4人が屋根を持ち上げて救出しようとしたが、くともしかなかったため、近くにある建設会社に協力を求め、重機(フォークリフト)を用いて屋根を持ち上げて救出することができた。

(出典)消防庁資料

自主防災組織の経緯と課題

□ 自主防災組織とは？

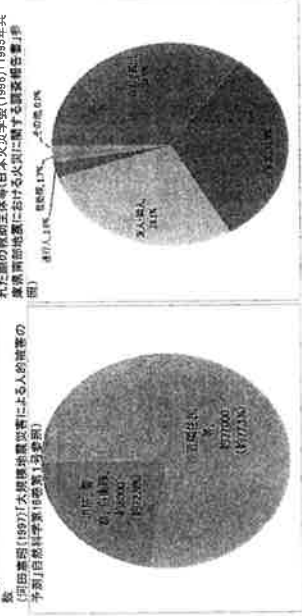
- 地域(町内会・自治会や小学校区程度)の範囲)での自主防災活動(自助・共助の取り組み)を促進するための組織。



阪神・淡路大震災の例

阪神・淡路大震災での公助の限界と自助・共助

6,400人以上の死者・行方不明者を出した平成7年(1995年)1月の阪神・淡路大震災では、地震によって壊滅した建物から救出され生かされた約18割が、家族や近所の住民等によって救出された。自助・共助による活動による自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。



自主防災組織

知ってる？

自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。

東日本大震災の例

東日本大震災での公助の限界と自助・共助の重要性

1万8,800人以上の死者・行方不明者を出した平成23年3月の東日本大震災では、東日本大震災のように行方不明者などの被害や避難によって発生する等々本被災者を支援する行政が限界であった。自助・共助による活動による自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。自助・共助の重要性が改めて認識された。

自主防災組織への指摘 「組織率8割」というけど...

- ・有馬昌宏兵庫県立大学教授が行ったアンケートで「自主防災組織」に加入している自覚があると答えた人は9.2%。
...地域に自主防災組織があることを知らない人も多い。
- ・規約すらない組織、防災倉庫や資機材を持たない組織も多い...活動実態がない。
- ・自主防災組織を作っても、防災訓練に参加する住民はわずか。

(出典)読売新聞 平成26年5月26日付け

市町村が抱える諸問題

- ・人的資源の問題
地域の数が多いため、助言や支援を行う職員が少ない。
- ・財源の問題
訓練補助や資機材補助を行うための財源がない。
- ・活動のノウハウ不足
魅力的な訓練方法などのノウハウが乏しい。→マンネリ化
- ・住民の理解や関心不足

熊本地震

- ・機能しなかった自主防災組織
「みんな自分の身を守るのが精いっぱい、救助などの活動は一切できなかつた」。
- 多数の住宅が壊滅した熊本県益城町の自主防災組織「益城町婦人防火クラブ」の冨田(とみた)セツコ会長(77)は、悔しそりに振り返る。
救急法や消火器の使用、吹き出しなどの講習・訓練を年に4、5回重ねてきたが「こんな大きな地震が来るとは思っておらず、差し迫った感覚がなかった。頭が回らなかつた」と打ち明けた。
- クラブには約150人が名を連ねるが、60代以上が約3分の2を占め、40代以下は十数人しかいない。冨田さんは、大規模災害にも動じず即応するための「隣み込んだ訓練」と、若手の参加を課題に挙げた。
- 町の防災担当者「今回の地震で、自主防災組織が救助したり火災を食い止めた例は聞いたことがない」と説明。「自らが被災者となると、なかなか機能しにくい」と助け合いの難しさを指摘した。

(出典)Web東奥 2016年5月15日

避難行動要支援者への支援の取組み

避難行動要支援者とは？

災害対策基本法 第四十九条の十

市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

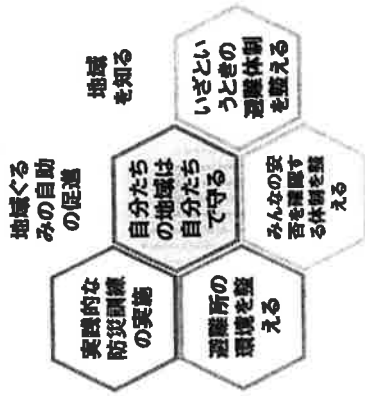
※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
※以前は「災害弱者」「災害時要保護者」という言葉が用いられていたが、平成25年の法律改正で「要配慮者」「避難行動要支援者」という用語が採用された。

自主防災組織が抱える諸問題

自主防災組織が抱える諸問題

- ・人的資源の問題
役員の高齢化
役員の任期交代
役員のなり手不足
- ・物的資源の問題
資金不足
資機材不足
- ・活動のマンネリ化
- ・住民の理解や関心不足

自主防災組織にはどんな活動が期待されるのでしょうか？



地区防災計画制度の創設

真日本大震災においては、市町村長が中心となり、多くの市町村職員が参画する等本業業務を支援すべき行政主体が確保しては、市町村が組織として(公助の観点)から、自助・共助による「ソフトパワー」の蓄積、特に地域コミュニティ活動の推進が強く期待された。
平成25年(2013年)の災害対策基本法改正において、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)による地域コミュニティレベルでの防災活動の促進し、市町村レベルでの地域防災力を高めるために、地区居住者等による自発的な防災活動に関する計画制度である地区防災計画制度が創設された(第42条第2項、第42条の2)。

地区防災計画(市町村の防災)の推進体制

- ・中央防災会議
：防災基本計画
- ・指定行政機関
：防災業務計画
- ・都道府県、市町村防災会議
：地域防災計画
- ・市町村の居住者・事業者
：地区防災計画

